

労務 ROAD

■年収の壁・支援強化パッケージのお知らせ ～「130万円の壁への対応」編～

短時間労働者が「年収の壁（106万円・130万円）」を意識せず働くことができる環境づくりのために、当面の対応として「年収の壁・支援強化パッケージ」（以下①～③）が本年10月からスタートしました。

①106万円の壁への対応

②130万円の壁への対応

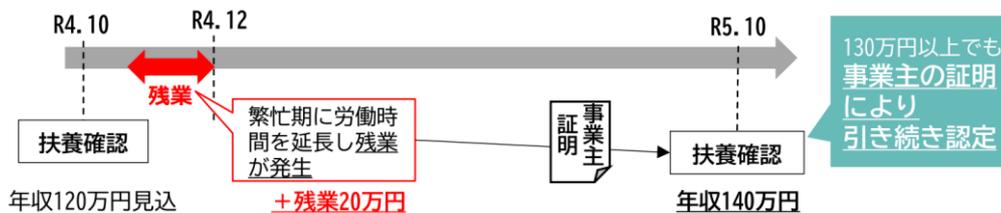
③配偶者手当への対応

今回は、②130万円の壁への対応についてお知らせします。

130万円の壁への対応（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）

パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的に130万円以上となる場合には、事業主がその旨を証明することで、引き続き扶養に入り続けることが可能となります。

（例）毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



事業主の証明による被扶養者認定Q & A（こちらより抜粋→）



《Q1-5》今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）は、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明によって、健康保険組合等の保険者による円滑な被扶養者認定を可能にするとのことですが、「一時的な収入変動」と認められる上限額はいくらまででしょうか。

《A1-5》今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）は、被扶養者（認定対象者を含む。以下同じ。）の収入確認に当たって、通常提出が求められる書類と併せて、一時的な収入変動である旨の事業主の証明を提出することで、保険者による円滑な被扶養者認定を図るものです。なお、法令・通知等に基づき、
 ・被扶養者が被保険者と同一世帯に属している場合に、被扶養者の年間収入が被保険者の年間収入を上回る場合
 ・被扶養者が被保険者と同一世帯に属していない場合に、被扶養者の年間収入が被保険者からの援助による収入額を上回る場合
 には、当該被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められず、被扶養者の認定が取り消されることとなります。

《Q1-8》今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）は、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明によって、健康保険組合等の保険者による円滑な被扶養者認定を可能にするとのことですが、どのような事情であれば「一時的な収入変動」として認められるのでしょうか。

《A1-8》一時的な収入増加の要因としては、主に時間外勤務（残業）手当や臨時的に支払われる繁忙手当等が想定され、一時的な収入変動に該当する主なケースとしては、
 ・当該事業所の他の従業員が退職したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
 ・当該事業所における業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加したケース
 などが想定されます。
 一方で、基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合においては、一時的な収入増加とは認められません。

【厚生労働省より】

VOL.876
(2310-5)



〒541-0054
 大阪市中央区南本町
 2-6-12
 サンマリオンタワー16F
 TEL:06-6224-0264
 FAX:06-6224-0265
 HP: <https://k-s-j.net/>
 編集：君野・茅原・石田

社長が入れる
 労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
 06-6224-0480 まで！

去年の10月に旅行へ行ったことをきっかけに沖縄にハマっています！

先日も週末でサクッと行ってきました。

ホテルから出ずにプールや海を楽しむのが好きなのですが、2歳の娘は滑り台が大好きで20回は滑りました笑
 また行ける様に毎日頑張ります！

（君野）



10月労務スケジュール

- ・最低賃金の改定
- ・標準報酬月額の設定決定の反映(翌月徴収の場合)
- ・年末調整の準備